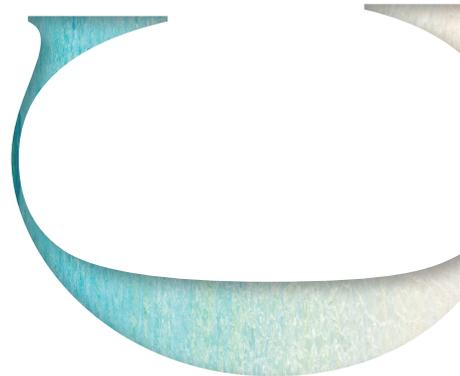




# OECC設立30周年記念 橋本道夫先生と私

---

生涯を公害環境対策そして  
国際協力に捧げた先生の思い出





# はじめに

橋本道夫先生は、1964年(昭和39年)厚生省の初代公害課長に就任されて以来、1978年環境庁(当時)を退官するまでの間、一貫して公害・環境行政に奉じられました。この間高度経済成長時代の下、公害対策の最先端に立って、公害対策政策の体系づくりに尽力されました。また環境庁退官後は、筑波大学教授として後進の指導に当たられるとともに、環境保全分野の国際協力活動に貢献されました。さらにWHO 健康影響専門委員、IPCC 第2作業部会副議長、GEF 科学技術諮問委員をはじめ



としてJICA, UNEP 等のアドバイザーなどを歴任され、世界の環境政策推進の第一人者として活躍されました。とりわけ1990年より、OECC の初代理事長として途上国との環境協力の推進にあたり陣頭指揮を執られ、今日の海外環境開発協力分野の礎(いしずえ)を築かれました。(詳細は、巻末の「橋本道夫先生ご経歴」を参照願います。)

OECC では、橋本先生が逝去されてちょうど10年となる2018年より、同先生のご功績を讃えるとともに、先生の志を後世に引き継いでいくことを目的として、内外の環境開発協力分野の第一線で活躍されている方々に幅広くご議論頂く場として橋本先生の名前を冠する「記念シンポジウム」を開催することと致しました(その後「橋本道夫記念シンポジウム」として毎年開催)。

併せて「OECC 会報」(季刊)に、リレーエッセイ「橋本先生と私」と称する特設コーナーを設け、橋本先生に所縁(ゆかり)のある方々に同先生と共有した経験談や教訓など思い思いに綴って頂くこととしました。このリレーエッセイでは、多岐にわたる専門分野の皆様方から、橋本先生の熱い思いや深い洞察力、お人柄、さらには次世代へのメッセージの数々が寄せられています。

この度これまでご投稿頂いた寄稿文の全てを「橋本道夫先生と私」と題して再編集し、発刊することとなりました。本冊子は、当初「OECC 設立30周年記念誌」の別冊として発刊する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、設立30周年記念式典などの関連行事を延期せざるを得ない状況となったことから、独立した形で編集・発行することとなりました。

私たちは、現下の新型コロナウイルスの世界的大流行(パンデミック)が及ぼす環境・持続性への影響や将来社会への変革を見据えた海外環境開発協力のあり方について真摯に考えていく岐路に立たされているとも言えます。このような時期こそ「橋本先生だったらどのようなお考えを持たれるであろうか」との思いがよぎります。まさにこうした激動の時代に将来を展望するうえでも、本冊子に込められた数々の教訓やメッセージは私たちに勇気と示唆を与えて戴ける道標ともなるとの思いを新たにしています。

この冊子をできるだけ多くの皆様にご一読いただき、橋本道夫先生の志を将来にわたって引継ぎ、皆様とともに世界の持続可能な社会の実現に向け、一層我が国としての貢献を進めていくことを祈念し、本冊子を捧げたいと思います。

2020年(令和2年)6月吉日  
(一社)海外環境協力センター(OECC)理事長 竹本和彦

04	橋本道夫先生を偲ぶ ～公害・環境対策そして国際協力に捧げた生涯～ 加藤 三郎
06	公害・環境問題への取り組みにおいて橋本道夫先生から学んだこと 浜中 裕徳
08	橋本先生からのメッセージ 竹本 和彦
10	数々の思い出 小林 料
12	橋本道夫先生の人間像 ～静謐な怒りの精神～ 片山 徹
14	世紀を跨ぎ今なお響く橋本節 柳下 正治
16	橋本道夫先生の胆力と優しさに秘めた先見性 青山 俊介
17	科学と政策の距離を教わったモスクワ 西岡 秀三
18	琵琶湖と世界の湖沼をめぐる国際的な取組 中村 正久
19	橋本先生との3つの忘れられないこと 今井 千郎
20	若者を大切にする信念の人 関 莊一郎
<hr/>	
21	橋本道夫先生ご経歴
22	橋本道夫著「私史環境行政」を読む 竹本和彦

# OECC 設立 30 周年記念 橋本道夫先生と私

生涯を公害環境対策そして  
国際協力に捧げた先生の思い出





# 橋本道夫先生を偲ぶ

～ 公害・環境対策そして国際協力に捧げた生涯 ～

株式会社環境文明研究所 所長 加藤 三郎

旧厚生省の環境衛生局に公害課という小さな課が誕生し、橋本道夫先生が初代の課長に就任したのは昭和39(1964)年4月のことである。私はその2年後に新米の課員となり、先生の下で公務員生活をスタートし、沢山のことを学んだ。先生が亡くなられてから今年(2020年)で12年になったが、時間が経つにつれ、先生のお人柄や偉大さがしきりに思い出されるようになってきた。限られたスペースであるが、先生のご奮闘振りの一端を偲んでみたい。

## 1. 高潔な人柄、幅の広さと全力投球

橋本先生についてまず思い出すことは、その高潔な人柄。これは、父親と兄を公衆衛生の学徒に持ち、自らも公衆衛生を学び医師であることを終生心の奥にとめていたことも、その理由のひとつかもしれない。また、子供の時からクリスチャンでもあって、多分、家庭の雰囲気とともに信仰もおのずと先生の人格の骨格をなしていたのだと思う。

先生が公衆衛生分野の専門家から本格的に公害対策に移った昭和39年当時は、公害対策ではイデオロギーが大きな役割を果たしていた時代であった。すなわち、利益の追求に走る資本主義なればこそ公害が発生するが、社会主義、共産主義の世の中になれば公害など発生しない、といった主張が、当時の新聞論調や知識層の間では大きな力を持っていたが、橋本先生は、このようなイデオロギーとは不思議なくらい無縁であった。少なくとも私は、その種のイデオロギー論議を先生から聞いたことはない。

役所は、やれ事務官だ、技官だ、さらには同じ技官でも医系だ工学系だと、人事面で小派閥が作られており、派閥間のポスト争いのようなものが結構あるが、橋本先生はそうしたものから無縁で、衛生工学出身の私であろうと誰であろうと、凡そ区別したことはなかった。それは何故だろうかと考えてみると、若い時にハーバードで公衆衛生を学んだ時に、医者だけでなく、経済、都市計画、土木、交通、その他様々な専門家と当たり前のように接した古き良き時代のアメリカ体験があったと思える。多分、先生は、公害対策を進めるためには様々な分野の専門家を結集しなければ

とてもできない、と思っていたのかもしれない。全力投球といえば、先生は常に職員がほとんど来ていない早朝に出勤し、一人タイプライターに向かってカードに様々な書き込みをしていたのを思い出す。橋本先生のカードシステムは、当時の課員はみな注目していたが、カード一枚一枚に様々なデータや数値を書き込んで、国会だろうが記者会見であろうが、常に持ち歩いていたのが忘れられない。先生の著書、『私史環境行政』などを讀むと、日付とか名前とか細かいことも含めて次々と出てくるが、おそらく早朝出勤によるカードシステムが、後年の著作にも威力を発揮したのではないだろうか。

先生は、公害課長という職に6年余も留まった。霞が関広しといえども本省の同じ課長ポストに6年余も留まったのは先生くらいではなかろうか。文字通り、余人をもって代えがたい人事だったと言える。

## 2. 橋本先生ならではの施策

在職中に、先生ならではの施策を次々と打ち出した。それを一つ一つ言い出したらキリがないが、5点だけここでは紹介しておく。その一つが、公害課長就任の翌年となる昭和40年、「公害防止事業団」を創設したことである。今、公害防止事業団のことを知っている人は少ないと思うが、この頃の日本では、産業公害対策に非常に大きな役割を果たした。つまり、企業に大気汚染・水質汚濁などの公害対策を進めさせるためには、当時は銀行の金利が高かったので、政府が設立した事業団からの低利融資が、中小企業のみならず大企業にとっても大きな効果を現した。その他に同事業団は、緑地帯の造成や中小企業向けの公害防止施設整備を自ら行った。このように、厳しい規制だけでなく、政府による財政・金融面での支援が大きな役割を果たしたが、それを担ったのが公害防止事業団であり、先生は、当時の通産省と一緒に、新設されたばかりの課の仕事を手始めに事業団創りに取り組んだ。

二つ目は、何と言っても公害対策基本法の制定である。橋本先生が公害課長に就任する前に、大気汚染に対してはばい煙規制法が、水質汚濁に対しては工場排水規制法

などの水質二法が制定されていたが、いずれもザル法の誹りを受けていた。公害対策を体系的に統合的に進めるためには、どうしても柱となる基本法が必要だという認識が高まり、昭和40年に厚生省に公害審議会を設け、そこで議論をしてもらって、公害対策基本法づくりにつながったわけである。紆余曲折を経て、この法律は昭和42年夏に成立したが、その中身として、公害の定義、環境基準、公害防止計画、さらに紛争処理や救済なども含め、当時としては極めて体系だった基本法であった。先生は、この基本法づくりに約3年の時間をかけて大奮闘されたのである。この法律も、構造からいって、公衆衛生の専門家だけではとてもできなかったものを、有識者はもとより、省内の幅広い人材を活用して出来上がった法律といえる。

三つ目は、昭和43年5月8日の「イタイイタイ病に関する厚生省見解」の発表である。イタイイタイ病は、富山県の神通川下流の水田地帯で発生した病気であるが、その原因については医学関係者の間でも様々に議論されていた。厚生省としても地道な調査を行った上で、イタイイタイ病の原因究明に留まらず、将来の対策も含めて、公害行政としての立場と責任を明確に述べたものだ。これも、橋本課長の奮闘により、当時の園田直厚生大臣の勇気ある決断を引き出し、厚生省見解として取りまとまった。この後、当時、水質問題を担当していた宮沢喜一経済企画庁長官から、水俣病についても厚生省見解を出してほしいと厚生大臣が依頼を受け、公害病として政府の認定を約4か月後に得る事案となったものである。

四つ目は、公害対策基本法の中に被害者の救済制度を盛りこんだことである。実際、先生はその後、環境保健部長となって被害者救済制度を実施することとなったが、医学をバックとした橋本先生らしい立派な仕事であったと思う。しかも、役人として制度を実施するだけでなく、公害被害の患者との間で、時には荒々しく対決して人間的な交流を欠かさなかったことは、いかにも先生らしい。

そして五つ目は、NO<sub>2</sub>の環境基準の改訂問題である。これは、NO<sub>2</sub>の大気汚染のそれ以前の基準があまりに厳しかったので、橋本先生が大気保全局長となったときに、科学と行政の現実とを合わせるべく、環境基準の改訂をあえて実施したものである。これは形の上だけ見れば、NO<sub>2</sub>に関する環境基準を改悪したということで、マスコミや患者団体からの厳しい批判にさらされたが、先生はその批判にも拘わらず、最新・最良の科学的知見をもとに基準の改訂を断行した。そのことについて、先生は『私史環境行政』の中で次のように回想している。

「私にとってはNO<sub>2</sub>の判断条件、指針、環境基準の改訂

は単に大気保全局長としての役職に在任中に扱った仕事というだけでなく、大学を卒業してからの公衆衛生と、大気保全に取り組み始めてからの公害とその健康被害をめぐるすべての経験・研究を結集して、役職と、専門職業人としての生命と、個人の名譽のすべてをにかけて、精根をこめたやり甲斐のある、行政官としての最後の悔いのない仕事であった。」と。

この改訂の後、先生は官僚人生にピリオドを打ち、筑波大学の社会医学系教授へと転身され、官を離れ研究者・教育者として国際協力に存分に活躍した。

### 3. 国際性

橋本先生を知る人の多くが思い出すのは、その国際性である。阪大で公衆衛生を学んだ後、大阪府下の保健所に勤務した折り、幸運にもハーバード大学大学院で公衆衛生を学ぶ機会を与えられたのだが、それが先生の国際性のきっかけであろうと思っていた。しかし『私史環境行政』を読むとそれ以前に、大阪に進駐軍がやってきた時に、愛犬が取り持つ縁で米軍人と心のこもった交流を持ち、肌の色や言葉が違って人々との豊かな交流ができることを体験したという素地があったことを知ることが出来る。

先生の国際性は、現役の行政官の時も、それ以降のWHO、OECD、JICAなどでも如何なく発揮された。浜中裕徳さんや竹本和彦さんを始めとし、環境省に国際的な能力を持つ人が沢山揃ってきたが、いずれも橋本先生やその門下生の背中を見ながら、せめて英語くらいはきちんと使いこなせなければ始まらないことを身に染みた人たちが国際性を身に着けたと思う。この国際性は、1988年にIPCCが設立されると、影響を検討する第2作業部会で、先生は副議長に選ばれ、そのことが縁となって、西岡秀三氏や故森田恒幸氏などのIPCCにおける存分の活躍の場を開拓したともいえる。橋本先生ご本人はUNEPからグローバル500賞という大変名譽ある賞を受賞しているし、そのような活躍をバックにOECCの初代理事長に就任され、基盤を作られたのはいうまでもない。

このように橋本道夫先生の足跡のほんの一部を見ただけでも、高度経済成長時代に遭遇した日本の公害対策の最先端に立ち、幅広い視野をもって対策の体系づくりに尽力し、先生に続く沢山の人材を育ててくれたと言える。私は、この時期の日本の行政に橋本道夫先生が現れてくれたことを、本当によかったとしみじみと思い返している。



# 公害・環境問題への取り組みにおいて 橋本道夫先生から学んだこと

(公財)地球環境戦略研究機関特別研究顧問 浜中 裕徳

私は1969年厚生省(当時)に入省し、それ以降環境庁、環境省を含め35年余りの間政府において大気汚染対策、京都議定書交渉など公害・環境政策に携わる機会を得たが、その際橋本道夫先生との関わりを通じ学んだことに焦点を当て、以下に述べてみたい。

橋本先生が厚生省で初代の公害課長に就任された60年代半ば頃は先生の言葉で「汚染者天国の時代」だったが、私が公務員として働き始めた頃は公害対策基本法や、大気汚染防止法など個別公害規制法が制定され、環境重視の新しい時代への転換に向け徐々に体制が整えられていた。橋本先生は公害行政の道を拓いてこられた過程で、物事を進めようとする時に立場が異なる産業界、公害被害者の両者の間でサンドイッチ状態にされることが度々あり、その渦中で自分は何をすべきかについて信念を曲げず相手と誠心誠意話し合い、説得された。先生の言葉で「関係者に覚悟させる」ことが非常に大事で、それなしには公害行政の使命は達成できない、これをしっかりやらなければいけないと何度も言っておられた。これは今日の言葉で言えば「ステークホルダー・エンゲージメント」であり、大きな課題になっている気候変動問題への取り組みにおいても非常に重要なことである。また、公害問題の究明のため調査研究を行い、科学的知見を集めるが、努力を尽くしてもなお不確かさが残る。そうした状況下で行政として何をなすべきか判断しなければならない時がくる、その判断をどこでどう下すかが公害行政の核心なのだということも繰り返し言っておられた。

## 1. 橋本先生から学んだこと(事例1):

### 環境基準の設定・見直し

1970年頃から光化学スモッグ事件など公害問題が連日新聞紙面を賑わせるようになり、政府は公害対策本部を設置して取り組みを強化した。公害特別国会では公害対策基本法の改正、個別公害規制法の改正強化など合計14の法律が制定され、71年に環境庁が発足した。翌72年には、四日市公害裁判で原告被害者側の主張を認める判決があり第一審で確定したが、このインパクトは大きく、

二酸化硫黄の環境基準の見直し強化、大気汚染防止法の改正による総量規制の導入、さらに新たな法律の制定による公害健康被害補償制度の導入が進められた。まさに「環境重視」に転換する嵐のような時代だった。

71年、私は環境庁大気保全局企画課で二酸化硫黄の環境基準の改定に携わった。ばい煙等影響調査のうち大阪で実施していたものの5年間の結果がまとまり、69年に設定された環境基準は人の健康保護上十分ではないことが科学的に明らかにされたため、中央公害対策審議会専門委員会で検討いただき、その結果に基づき基準を見直し、より厳しい水準に改定した。政府は燃料低硫黄化対策の強化、総量規制の導入など排出削減対策を強化し、企業が公害防止投資を促進したことで、汚染状況は目に見えて改善した。しかし、こうした改善は、対策が後手に回り四日市をはじめ住民に健康被害が出た後によく実現したのであり、望ましいのは問題が起こる前に予防することだという認識が強まった。とは言え、実際に課題になったNO<sub>x</sub>対策などでは、どういう施策をどう実施するか具体論になると関係者間の意見調整がなかなかうまくいかなかった。73年に石油危機が発生しその影響が日本にも及ぶと、景気回復が大事だという声が大きくなった。

私はNO<sub>x</sub>の環境基準設定も担当した。当時は疫学調査の知見が限られていたため、審議会専門委員会では動物実験データを中心に影響を検討したが、人間には直接当てはめられないので安全を見込み非常に厳しい指針値を示した。これを受け環境基準をどう設定するかが大きな問題となり、一部の学者や産業界からそのような指針値はアメリカと比較して5倍から7倍程度厳しく科学的根拠が乏しいという批判があったが、環境庁は73年に予防的観点から専門委員会が示した指針値どおり非常に厳しい基準を設定した。そしてこれを受け自動車排出ガスや固定発生源のNO<sub>x</sub>規制を強化しようとしたが、対策の推進に向けた産業界の腰が定まらないという問題が残った。この点について私は橋本先生から、関係者へ覚悟させなければ対策が軌道に乗らないと非常に大事なことを教えていただいた。

橋本先生は75年に大気保全局長に就任され、NO<sub>x</sub>環境基準に対する学者や産業界の批判にしっかり向き合い、科学的な知見の進展を踏まえて見直しを行う必要があると判断された。当時6都市で実施していた複合大気汚染影響調査の最終結果がまとめられ、73年の環境基準は相当安全を見込んだが、そこまで見込まなくても住民の健康に影響が生じないと考えられた。審議会専門委員会ですら最新の科学的知見を踏まえて判定条件と指針を検討いただいた結果、当時の基準に比べ、2倍から3倍程度緩い指針値が示された。橋本先生は、専門委員会が示した指針値は健康の保護に支障がない水準のものであり、これをベースに基準値を見直す方針を固められた。人の健康保護のための環境基準の数値を緩めるのは公害患者を見殺しにするのかと野党の政治家や公害被害者から批判され、産業界からは米国に比べ依然厳しい基準の必要性に疑問が残ると言われ、両者の間でサンドイッチ状態にされたが、根柢をしっかりと固めながら関係者を根気強く説得され、審議会答申をまとめられた。

そのときに重視されたのは対策技術で、技術の進歩に見合った規制強化を実施するため、NO<sub>x</sub>低減技術検討委員会を設置し、毎年報告を出してもらい、それに基づいて規制を強化した。実際、大型ボイラーの排煙脱硝技術の開発が進み、段階的に対策が強化され、総量規制も実施された。さらに、NO<sub>x</sub>対策の費用効果報告をまとめられ、その結果特定の業界には無視できない影響があるが、マクロ経済的にはNO<sub>x</sub>対策を実施しても大丈夫だということも分かり、それも参照して基準の見直しをされた。関係者は必ずしも環境基準の見直しに納得したわけではないが、議論を通じてこの点に関する環境庁の考えは変わらないと認識せざるを得ず、そうした意味で関係者に覚悟をさせたのだと考えられる。

## 2. 橋本先生から学んだこと(事例2):

### 京都議定書の批准の条件整備と実施

私は環境庁地球環境部長として、また環境省地球環境審議官として、京都議定書交渉に携わった。議定書の削減目標について、日本は議長国として、先進国の基準削減率を5%とするとともに、国ごとに目標値に差異を設け、日本は省エネが進んでいることから2.5%とするを提案し、国内で産業界を含め関係者に説明していた。しかし、97年の京都会議で先進国、特に日本、EU、米国の間の交渉を経て、最終的に日本が6%、米国は7%、EUは8%削減で合意され、日本は米国と共に事前にそれぞれ示していた水準

よりも大きな数値の目標となった。

こうした目標の深掘りはどういう条件やルールの下に行うのかについて、アメリカは広大な森林の炭素吸収量を算入し、排出権取引を行うことにより達成できるとした。

日本の場合、森林の炭素吸収量について、環境庁は林野庁と協議し、工場、発電所、自動車などからのCO<sub>2</sub>排出量はかなり正確に算定できるのに比較し科学的な確からしさをもって算定できないため、京都議定書でこれを算入するのは時期尚早だとしていた。しかし、交渉の大詰め段階になり、米国は目標深掘りの条件に合意できれば目標値の交渉で歩み寄ることができるとし、EUも米国が動くなら目標値について妥協できるとした。日本政府内部では、吸収量を算入しないとこだわり、ようやく生まれた合意の可能性を議長国が自らつぶすべきではないとして、交渉方針を変えることになり、最終的に合意された日本の削減目標は6%となった。

この6%目標について、政府は産業界など関係者に対し、森林管理などによる吸収量は3.7%程度と算定され、国際的な排出量取引やCDMを実施することにより、国内排出量については京都会議前に積み上げた削減の水準で達成できると説明した。

こうして、森林吸収源の吸収量の算入は目標深掘りの前提条件であり、議定書をどう実施するかを定める具体的なルールについての交渉において算入できる吸収量を確保することが国際交渉の至上命題となり、これに力を尽くして取り組んだ。この交渉の過程で米国(ブッシュ政権)は議定書を離脱したが、EUは米国抜きでも京都議定書を発効させるため、日本が主張した吸収量の算入について譲歩し、遵守制度の問題も含め交渉が進展したことで、2001年のボン会合(COP6再会合)で大筋の合意ができ、最終的に同年のマラケシュ会合(COP7)で交渉を仕上げる事ができた。日本にとって森林吸収源の吸収量の算入を含め議定書を批准できる条件を確保できたため、政府は議定書の批准に向けて動き始めた。

産業界には京都会議の削減目標に関する交渉結果が事前の想定と異なったときから政府に対し不信や不安があったと思われるが、そうだとでも政府が京都議定書を締結し、目標達成のために取り組みを進めることを覚悟させるという意味で、吸収源交渉は重要な役割を果たしたのではないだろうか。しかし、パリ協定の実施には格段に強化された取り組みが必要であり、産業界のエンゲージメントについて未だ課題が残っていると考えられる。



## 橋本先生からのメッセージ

(一社) 海外環境協力センター 理事長 竹本 和彦

### 橋本先生との出会い

橋本先生との直接の出会い、私が1989年から3年間世界銀行(以下「世銀」)に赴任していたワシントンの滞在中であった。ちょうどその時期橋本先生は、「地球環境ファシリティ」(GEF)の科学技術助言委員会(Scientific and Technical Advisory Panel: STAP)のメンバーとして度々ワシントンを訪問されることがあり、その際に直接お話しできる機会に恵まれた。

当時国際社会においては、1992年の「リオ・サミット」に向け持続可能な開発を巡る議論が盛り上がり、また「気候変動枠組条約」や「生物多様性条約」の政府間交渉の最終段階に差し掛かる時期でもあった。

世銀では、こうした国際社会での大きなうねりを直に受け、各部門の業務において持続可能性の内部化に向け急展開していく状況にあった。例えば、支援対象各国における環境戦略の策定が急がれていた。また事業プロジェクトに環境要素を組み込もうとする取組みも随所に垣間見られるようになった。さらに「環境アセスメント実施指針」(試行)が策定され、組織全体として各事業プロジェクトの環境社会配慮の徹底を図り、同時にそれを担保するために、各地域総局にある環境課の体制強化が図られていった。私が世銀に赴任した当時(1989年9月)、私の所属するアジア技術局環境ユニットは、総勢14人の比較的小さな組織であったが、帰国直前(1992年7月)には36名のスタッフを擁する「アジア環境課」へと急成長を遂げていった。

私は、こうした状況の下、「世界の開発機関のリーダー」として自他ともに認める世銀の一員として、ダイナミックに変貌を遂げようとしていく大きな組織の真只中において、様々な出来事を共有できるという絶好の機会に遭遇することができた。

このような時代背景にあって橋本先生は、お出会いする度に毎回のように「今の時代は本当に良い時代になった。自分でもワクワクする時代であり、君たちのような若い人々を大変うらやましく思う。是非ともやりたいことを思う存分にやってほしい。」との激励をいただいた。その言葉には先生のご経験から生まれてくる深いメッセージが盛り

込まれており、私はこの言葉をしっかりと受け止めようと心に誓った。

### 日本環境スタディツアー

私は上述の通り、アジア技術局環境課に属していたが、赴任も2年目の後半に差し掛かろうとしていた頃、局長より「日本の取組んできた環境政策や環境対策技術等の経験について学べる機会をプロジェクトとして企画してほしい」と命じられた。そこで日本への調査団を派遣する企画を立て、アジア総局内の環境専門家を中心に参加を募った。その結果、総勢20名の参加を得て、1992年3月に実施されることになった。

この世銀調査団の日本訪問は、経団連にホストしていただき、専門家との意見交換、現地視察など盛りだくさんの内容となった。初日は、日本の各分野の専門家からの講義を受けることとし、最初の講義は橋本先生にお願いした。先生の力のこもったレクチャーは、まさに日本における深刻な公害問題への対処経験からの教訓を理路整然と解説された。先生の講義は、たちどころに世銀の専門家たちの心に響き、彼らは一挙に橋本先生の虜になったように思われた(写真参照)。



世界銀行「日本環境調査団」一行と橋本先生との意見交換会の様子(1992年3月、於：経団連会館)

その後調査団は、千葉、横浜、愛知等各方面での現地視察や意見交換などを経て、最終日前夜には御殿場の経団連ゲストハウスに招かれ、経団連地球環境委員会のメンバーとの集中討議も行われた。その翌日は東京に戻り、調査団内での総括セッションを残すのみとなっていたが、調査団のメンバーから、その際に橋本先生を再度呼べないかというリクエストがあった。当日早朝、先生に連絡をとったところ快く了解いただき、当時イノビルの最上階にあったレストランにて橋本先生を囲みランチミーティングが急遽セットされた。世銀の専門家たちからは、これまでの訪問中に得られた情報などを踏まえ、思い思いの質問が次から次へと発せられた。橋本先生はそれらに対して、先生ご自身の経験に照らし、一つ一つ丁寧に、かつ説得力のある回答をされていた。この結果、総括セッションは大変充実した内容となり、まさに1週間のミッションの締めくくりとしてふさわしいものとなり、このスタディツアーの企画・実施の責任者としても大変充実した総括ができたという誇りに思った次第であった。

### 日本の環境政策の経験調査

この出張を終えてワシントンに戻った後、世銀内では当該プロジェクトの成果を踏まえ、途上国への移転可能性の観点から、日本の環境対策の経験を体系的にとりまとめる調査研究を実施できないかとの話が持ち上がった。この要請を受け、世銀内の関係方面と調整した結果、「日本の環境対策の途上国への移転可能性」調査プロジェクトが開始されることとなった(1992年6月)。

この調査プロジェクトは、横浜、大阪、北九州の3つの都市を対象としたケーススタディを踏まえ全体総括したうえで、途上国への移転可能性を探求するもので、その方向付けを行うため専門家から構成される委員会<sup>iii</sup>を組織し、その委員会の議長を橋本先生にお願いした。私は、帰国後もこのプロジェクトに参画し、委員会では橋本先生の補佐役を担うことになり、再び橋本先生のご指導を直接受けるという機会を得た。

このプロジェクトの実施に当たっては、国際アドバイザーとして世銀OBのJeremy Warford氏(元環境局次長)にも参画いただき、集中的な討議を重ねた。委員会では、我が国の環境対策の経験を、途上国への移転可能性から検証していったことから、この議論に参画するだけでも大変勉強になったが、とりわけ橋本先生の側でお仕え出来たことは何にも代えがたい経験であった。またこの調査結果は、「日本の都市環境対策の経験<sup>iv</sup>」(日英)としてまと

められ、当時は各方面からずいぶん引用されるなど、国際開発分野において貢献できたと思っている。

### まとめ：橋本先生からのメッセージ

橋本先生は、何事に対しても真正面から真摯に向き合われ、どの人に対しても常に誠実に対応されていた。そして先生のメッセージは、常に深い洞察から導かれたご自身の見識として強い説得力を有している。こうした真の世界レベルのプロフェッショナルとしての橋本先生に身近に接し、先生の姿勢から多くのことを学ぶことができたことは、私の人生にとってかけがえのない財産となっている。

橋本先生が自らの半生を綴った「私史環境行政」(朝日新聞社、1990年)のあとがきで、「世界環境開発委員会」(いわゆる「ブルントラント委員会」)の最終報告を踏まえ、「日本はこの委員会の主唱国であり、東京宣言の当事国でもある。これを永劫に続けていくという責任が、日本に明らかに加わったのである。」と述べられ、将来世代に対して明確なメッセージを投げかけられている。

現在まさに「持続可能な開発目標」(SDGs)の達成に向けて国際社会が大きく動いていく中、環境開発協力を携わる一人として、持続可能な社会の実現に向け取り組んでいく覚悟が求められているとの先生からのメッセージを受け止めるとともに、次の世代にもしっかりと伝えていく責務があることを肝に銘じている。

i 世銀は、個別プロジェクトの着手に先立ち、当該国における各分野のニーズを踏まえた分野別戦略ペーパーを策定し、この戦略方針に照らし個別案件の採択・実施に移していくという方式を基本としている。私は、中国局の業務支援も担当したが、その一環として中国環境戦略の策定にも携わる機会を得ることが出来た。

ii Malaysiaにおける「送電線ネットワーク強化プロジェクト」では、電力公社に環境室の新設が急遽提案された。また上海市の「下水道整備プロジェクト」が一夜にして「都市環境改善プロジェクト」に名称変更されたケースに至っては、まさに環境ブームに肖った象徴的な事例であった。

iii 本委員会には、桜井国俊氏(当時JICA専門員)、中村正久氏(当時琵琶湖研究所長)、今井千郎氏(当時JICA専門員)、藤倉良氏(当時立命館大学教授)らが参画。事務局はエックス都市研究所が担当した。

iv Japan's Experience in Urban Environmental Management, The World Bank, 1996

v 「ブルントラント委員会」は、1987年2月東京での最終会合を締めくくるにあたって、今後国際社会が持続可能な開発を目指していくべき方向を「東京宣言」として世界に向けて発信したものの。



## 数々の思い出

元 東京電力顧問 小林 料

### 橋本さんとの出会い

橋本さんは、私より3年、年長である。もとより、「環境」の世界では国際的な著名人であり、私とは比べるすべすらない。また、橋本さんは官僚であり、学者で、私は一介の企業の社員に過ぎなかったが、お付き合いは長く、そして深かったと自負している。

私は、企業で、さらに退職後も環境関係のNGO、NPOに永らく関係していることもあって、環境についての知人は千人を超える。その中で、橋本さんは忘れることのできない傑出した最高の「人物」であったと信じている。

橋本さんとの出会いは、昭和40年、1965年に遡る。

橋本さんは当時の厚生省公害課長であり、私は一企業の副長(課長の下)に過ぎなかった。しかし、私の勤務する東京電力の属する電気事業で構成する「中央電力協議会」にいち早く結成されていた「公害対策会議」(委員長—東京電力・白沢副社長—橋本さんの「私史・環境行政」に顔をだす)の幹事役を務めていたので、1965年頃から何度も、橋本さんにお会いする機会に恵まれた。

一介の企業の課長にも届かぬ私が、橋本さんには本当に親切に対応していただいた。当時の(今でも?)お役所対企業の関係では稀有のことであった。電話で「お会いしたい」と申し出ると、必ずと言って良いほど「明日朝八時、本省で」と答えが返ってきた。

まだ課員の誰もが出勤していない時間に伺うと、橋本さんは、窓に直角に置かれた机で、英文タイプを打っておられるのが常だった。「さあ、どうぞ」と言って、傍らのソファ席で丁寧に対応していただいた。話題は、大気規制、公害健康補償の初期段階の件が多かったが、企業側の意見も聞き、実に丁寧に対応していただいた。

その後、私も、企業では初めての「公害部門」の課長(公害対策本部総括課長)となり、時が経ち組織名が変わって「環境部長」となってからも、橋本さんのお付き合いは本当に長く続いた。

### 行政は割り切り

「私史・環境行政」に、この言葉は何回も出てくる。橋本

さんと公害健康補償制度の費用分担について話し合っていた時、固定源と移動源との割り振り(橋本案8対2)の話が出た。公害病に関連する大気汚染の原因物質として、ばいじん、SO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>を考慮して、割り振りをいかにするか、何度か話し合った。火力電源など固定発生源をもつ電気事業としては、当時、公害補償制度の必要性は認めつつも、自動車を主とする移動発生源との割り振りには関心が深かった。何回か橋本さんと話し合ったが、いつも理論的に話を進められていた橋本さんが、ある日(私にとっては)突然「行政は割り切りですよ」と言われたのには、正直驚いたが、なにせ、尊敬する橋本さんの言葉だ。そのまま帰社して白沢副社長に復命した。副社長もしばらく考えていたが「橋本さんがそう言われるのか」の一言で決着した。

### 東京都との折衝

1968年、課長になった私の「公害」問題の最初の仕事は、当時、東京都が計画していた大井埠頭に、東電の火力発電所を作るための東京都との折衝だった。過密都市東京に新しく火力発電所をつくるとすれば、それなりの大気汚染対策が必要だ。当時、橋本公害課長の下で課長補佐を勤めていた大塩敏樹氏(私と京大工学部土木の同窓)の考えたSO<sub>x</sub>のK値規制値をさらに上回る対策が必要とのことで、東電は橋本さんと話し合い、我が国では初めて硫黄含有量0.1%のマイナス原油の利用を計画した。しかし、常温で固体であるなど取り扱いの不便さから社内でも反対の声があったが、当時の木川田社長の決断で、その輸入を前提として、東京都に埋め立て計画の比較的早い時点で文書で申し入れていた。

また、民間企業としては初めての「公害防止協定」を立地自治体と締結するという手法で発電所立地を話し合った。これらは全て当時の厚生省公害課と話し合った上で進めた手法であった。しかし、問題は当時華々しく登場した「革新」都政を掲げる、美濃部知事にあった。知事は、協定締結とその内容の最重点である超低硫黄燃料の使用を「知事の要請」によるものと一方的に新聞発表した。

私は、一課長の分際ではあったが、直接、木川田社長に

「都知事発表内容」への疑義を明らかにしよう話したが、「良いことをしているのだから、なんと言われようと気にしなくても良いではないか」と一蹴されて引き下がらざるをえなかった。美濃部知事の態度に対しては同じ気持ちを橋本さんも持たれて、美濃部知事に話されたようだ。知事は後に橋本課長には謝ったという話が、橋本さんの「私史・環境行政」に記載されている。

## パリでの出会い

1971年9月、私は初めて「外国」に出張した。当時、東電の木川田社長が「代表幹事」を務めていた経済同友会の公害調査団の幹事として「欧米公害対策調査団」に参加を命じられた。羽田を9月14日朝出発、今とは異なり、途中モスクワ、ロンドンに着陸、給油したあと20時間をかけて最初の訪問国フランスのパリに着いた。短時間の睡眠の後、現地時間15日朝からパリの日本大使館を表敬訪問、午後は最初の「調査会議」をOECDで行い、翌16日は朝から、当時、OECDに出向しておられた、橋本さんとざっくばらんな話し合いをすることとなった。「海外調査」の最初の場に橋本さんという願ってもない方がおられたことは、外国出張そのものが珍しかった当時の調査団にとって素晴らしい幸運だった。

しかも、公式の話し合いが終わったあと、橋本さんが私の席に来られて、「昼食を一緒に」と小声で囁かれた。調査団長の許可を得て橋本さんの招待をお受けしたことは言うまでもない。たしか、「KYOTO」という日本料理屋で、久しぶりの橋本さんと心行くまで話した。そのなかで、忘れられないのは、「パリの佇まい」というお話だった。当時の感覚では「公害・環境問題」には到底含まれない話だったが、フランス人が「パリの佇まい」をいかに大事にしているか、そのことが数百年の古都を今に保っている。日本人もいつまでも大気汚染だ、騒音だ、にこだわっていないで、千年余の日本歴史を保ちつつ後世に伝えることこそ「環境」問題だと熱っぽく語られたのはいつまでも私の脳裏に残った。

東京で、制度だ、規制だと話し合っていた橋本さんの全く違った一面に、私にとっては初めての異国パリで接して、橋本さんの「人間」の大きさにまた驚かされたと同時に、このような人間の感覚を自らも見習わなければと思った。

## 筑波での再会

1978年、大気保全局長を最後に橋本さんは環境庁を去られて、筑波大学教授に転じられる。私が環境部副部長の時だ。東京電力が計画した扇島のLNG基地計画が、川崎

市が大規模自治体として初めて条例を作って(橋本さんも関わられた)実施した「環境アセスメント」の対象となりこの対応・取りまとめに日夜努力していた時期である。大学教授となられてからは、直接お話する機会もほとんどなくなった。

しかし、大学の所在する筑波研究都市には、環境、通産、気象庁等々の国立の環境関連研究所が出揃っていた。1979年以降、私は、環境部長として、これらの研究所に行くことも多くなった。機会を狙っていたところ、国立環境研究所に招かれ、今はなくなっているようだが当時、研究所最上階に宿泊施設があり、ここに一泊して国際会議が開かれ、翌日余裕が出来たので突然だったが、筑波大学に電話して、橋本さんに面会を申し入れた。都合を付けていただいて会う機会ができた。橋本さんは、毎日、自転車で宿所から大学に通っていると話され、また、研究都市発足初期に「自殺者」が急増するなどの事件があり、研究都市の生活環境整備が遅れていることを嘆かれていた。「研究都市の設計に、住む人の生活環境の観点が欠落している」と厳しく話されたのを記憶している。

その後は、東京で開かれるパーティーでお会いする程度で、時間をかけてお話を聞く機会もないまま、多くの関係者に惜しまれて2008年4月、83歳の若さで去られた。

## 結び

昨年暮れ、OECCの担当の方から、この原稿を依頼された際、改めて橋本さんの「私史・環境行政」を読み直した。そして、その内容で私が関係したところを数えたところ、20箇所を超えた。改めて、私が老齢にしてなお、「環境」に関わることができているのも、ほぼ、半世紀前、「公害・環境」問題の初期に、橋本さんという偉大な先達にお会いすることができたことに所以することを痛感している。今更ではあるが、橋本さんに会えた奇遇に感謝するとともに、哀悼の意を捧げたい。



# 橋本道夫先生の人間像

～ 静謐な怒りの精神 ～

(一社) 海外環境協力センター 研究顧問 片山 徹

昭和30年代に入って日本列島は大異変に見舞われた。エネルギー転換、所得倍增政策によって始まった重化学工業化の進展、モータリゼーション等によって大気汚染、水質汚濁等の公害問題が激化しだした。開発行為なかでも河川や海岸の改変、森林の消滅等によって日本の野生生物は急速に減少した。自然と人と生き物が織りなす土地状の日本列島に深刻な危機が迫りだした。

昭和40年、私は京都大学で衛生工学を学び厚生省(現厚生労働省)に入った。配属先は環境衛生局公害課、呱呱の声を上げて2年目の草創期にあった。課員数は10名程度、そこを仕切る人こそ初代の公害課長の橋本さんだった。日本のみならず「ドクターハシモト」として世界の環境政策にも大きな貢献をされた橋本さんの本格的なスタートはこの小さな公害課から始まった。

当時から英語が達者で、学者肌の大変な勉強家だった。公害問題の動きや政策形成についての私論を次々と発表をされ、学会等で啓発的な講演をよくされていた。国内の各方面の企業人、地方自治体・大学関係者・患者団体、マスコミ各社、そして海外からも行政官や研究者が頻繁に公害課に見えた。それらの人達の話にじっくり耳を傾けながら、誰彼なしに分け隔てなく説得口調で暖かく対応される。公害課の入り口には、公害に関する数多の調査報告書や橋本さん自ら執筆された数々の報文等を配布するコーナが設けられていた。情報公開を積極的に行うこと、橋本さんの核心的な戦略だった。

毎朝、課員よりも早く出勤され、英文タイプライターでカードを作成される。通勤時に読まれた新聞情報等の英文化だったのであろう。地方の環境汚染に関するデータや国際的な情報等は全部カードに集積されている。人と対応される時は何枚かのカードを事前に用意され、それらを自由自在に駆使されながらお話になる。橋本さんのカードシステムは、後年、梅棹忠夫のベストセラー「知的生産の技術」(岩波新書、昭和44年)の中で業務遂行上の実践的技術として紹介されたものだった。橋本さんはこのカード利用を先んじて自家薬籠中のものとされ仕事の武器とされていた。先見の明があったというべきか。

書類を風呂敷に包んで外出される時は夕方まで戻ってこられない。公害対策基本法や公害防止事業団法の制定等のために精力的に各省折衝や国会対応のために出掛けられたのだった。課員も自動車排ガス調査、新産・工特地域の開発事前調査等関係省庁や関係府県、研究者との打合せで多忙であった。新設された公害課は、毎日が戦場の様相を呈していた。新米の私はそのような高揚感と氣勢の満ちた雰囲気の中で右往左往していた。

八面六臂の活躍で日本の公害問題に真正面に立ち向かわれた橋本さん。コンピュータつきのブルドーザだった。

橋本さんのお家にお邪魔をしたことがある。三鷹にある簡素ともいべき木造の公務員住宅に住んでおられた。鉄網造りの立派な檻に精悍な犬を飼われていた。動物好きの橋本さんは多忙な日々の中でも毎日の愛犬の散歩は欠かさされなかった。愛犬とのひと時の散歩が心の休まる時だったに違いない。

「ぼくは、本当は獣医になりたかったのですよ」愛情のまなざしを愛犬に注ぎ、笑みを湛えながら意外なことをいわれたときの表情を今も忘れることができない。

橋本さんは公害行政に携われて10年目に「公害を考える」(日経新書、昭和45年)を著し世の中に問われた。本書は洛陽の紙価を高め増刷を重ねた。まえがきの一部にはこのようにある。

＜冷静に考えるならば、公害は決して生やさしい問題ではない。複雑で巨大でしかも恐るべきポテンシャルをもった怪物である。この怪物は人間社会の外からやってきたものではなく、われわれ自身が社会の中に生み出した怪物である。その意味で、公害に対する戦いは人間社会における内戦のようなものであろう。それゆえに市民、行政機関、企業の三者が協力して、あらゆる方法を講じて取り組まねばならない性質のものである。問題提起と怒りはいまや世にみちあふれている。問題解決を多角的な見地からどのように進めるかが今後の最も重要な課題であろう＞

このメッセージは、行政官として橋本さんが公害問題の本質について深い思索を重ねられ、職務を遂行する上での強い意志と義務感、そして覚悟を吐露されたもの以外の

何物でもない。橋本さんは医学を志され、公衆衛生の現場としての保健所が出発だった。その間にハーバード大学公衆衛生学部を卒業されたが、その過程で国際的な環境の中で修業を積み知識と技術にさらに磨きをかけられた。医師は医学の習得中に生命の神秘に触れ、生命に対する尊厳と敬虔の念を深め、治療や公衆衛生活動を行う中で常時厳しい科学的判断に迫られる職業である、と思う。医師として必要な精神、信念、矜持がそのような体験の中で醸成されていくものだと思える。橋本さんは行政官として群をぬいた高い使命感とともに人を圧する気迫を有しておられたが、それは医師的精神の高揚から生まれてきたものに違いない。

ここにきては橋本さんの人間像について語ることは難しい。しかしかつて私はもしかしたら橋本さんの分身かと思いつつ、共感を覚えた文学者の作品に出会ったことがある。医師でありながら作家としてよく知られた三人の作品だ。三人につらぬく共通項は何か、それは怒りの精神である。橋本さんの人間像がそれらの作品を通して見えてくる。

一人はハンス・カロッサである。カロッサの小説に「ルーマニア日記」がある。主人公カロッサの行動から橋本さんの分身が浮かび上がってくる。カロッサはドイツの内科開業医として長い地域活動をした作家だが、第一次世界大戦が勃発した時に軍医として従軍した。戦場が激しい場面でドイツの同盟国ハンガリーの将校がカロッサに潜望鏡をのぞかせる。カロッサの視野に塹壕を掘っている敵のルーマニアの兵士を発見する。しかしカロッサは敵兵の発見について将校に告げない。そのため敵兵は殺されませんでした。カロッサは相手を殺す立場にありながらそれを拒否したのだ。

社会が生み出した恐ろしい怪物としての公害に対する世の中の怒り、それに抗しての戦いには敵もなければ味方もないという橋本さんのメッセージ。公害調査についていえばどこの省庁もない、やれる能力のある省庁がやればよい、それが公害に対して向かう橋本さんの態度であった。私は橋本さんの姿勢に戦乱のさなかにあつてカロッサの取った行動と同質のものを感じる。戦争という不条理を前にした医師カロッサの静謐な怒りの精神に橋本さんのそれを見る。

もう一人の作家はチエーフ、創作を行いながら医師としての活動をし続けたロシアの作家である。1890年、30才の時に馬車で単身シベリアを横断して苦勞を重ねサハリン島まで大旅行をした。この旅行の目的はサハリン島での流刑制度の医学的な観点からの調査報告書の作成であった。

その時の記録が大作「サハリン島」として誕生した。

囚人の虐待、鞭刑の残酷さ、便所の劣悪さ、飢えと極寒等、サハリンに見た衛生状態や地獄の状況を告発したチエーフ渾身の怒りの書でもある。チエーフは囚人ひとりひとりに面接して調査記録を作成しているが、記録の手段としてパンチカードを駆使した。毎日、タイプライターを用いてカードの中へ重要な情報を入力されていた橋本さん、その姿はチエーフと重なって見えてくる。橋本さんは若い頃、大阪府豊中保健所管内を歩き回りながら地域に密着した公衆衛生活動に精励されていた。公害問題に取り組みられるようになってからは四日市、水俣、阿賀野川、神通川等日本の公害発生地を足を伸ばされた。それぞれの現場に立たれた橋本さんには、対比のできない問題状況の差はあったにせよチエーフと変わらない怒りの心で一杯だったはずだ。「神は現場に宿る」とはよく聞く言葉である。橋本さんは現場に立たれる度に、現場の天啓に触れられていたのだ、そうに違いないと思う。

三人目の作家は森鷗外である。医学者、文学者であった鷗外は行政官として35年間陸軍省に籍を置き、陸軍省医務局長にまで上りつめた。「芸術の認める価値は、因習を破る処にある。因習の圏内にうろついている作は平凡である。因習の目で芸術を見れば、あらゆる芸術が危険に見える」（沈黙の塔、明治43年）と喝破した。この檄ともいべき文意からは危険でないような文芸は平凡だという怒り、そして現状打破の精神が強く伝わってくる。鷗外の文学は「憤怒の文学」といわれるが、体制内反体制の気性を鮮明に貫いた作家であった。現状の打開に心身を傾注された橋本さん。鷗外の姿勢や作品からも橋本さんの分身が見えてくる。

橋本さんの職務デスクのガラスマットの上にはいつも肺の病理組織の薄層標本が置かれていた。当時、四日市、横浜市、川崎市、大阪市等々それぞれの地域では大気汚染による悲惨な病人や死者が多発していた。薄層標本は大気汚染による死者の肺から作製されたものであった。橋本さんの静謐ではあるが怒りの精神を燃焼させ続けたこれに過ぎる黙示録はない。

21世紀に入って人類は地球という次元の中で恐ろしい気象変動によって翻弄されている。怒りの精神を弛緩させてはならない。



# 世紀を跨ぎ今なお響く橋本節

(一社)環境政策対話研究所 代表理事 柳下 正治

昭和40年代前半、激烈な環境破壊、そして橋本道夫厚生省公害課長を中心とした公害Gメン群団の活躍を目の当たりにし、私の進路の選択は絞られた。私は1971年(昭和46年)に入省した。橋本先生のOECD 出向もあり、同じ屋根の下で仕事をする機会は僅か4年間ではあったが、幾多の公害事案との猛烈な闘いに挑んできた橋本先生が同じ組織の中でリーダーシップをとっておられる姿を見ることは、若い者にとって大変に重いことだった。

大気保全局長として活躍の絶頂期の橋本先生がNO<sub>2</sub>大気環境基準の改正を最後に54歳で退官された時には、ぼっかり心に穴が空いた。が、以降、様々な厳しい局面に携わる折々、“先生はどう考えられるのだろうか”と常に考えた。橋本先生に面会し指導を仰いだり、率直な意見交換を行う機会が次第に増えた。問題の本質を逸していないかどうかを確認し検証する際、橋本先生は私の道標であった。

心に残る思い出をいくつか紹介致したい。

## 1.NO<sub>x</sub>の総量規制の導入

1980、81年にNO<sub>x</sub> 総量規制の導入に関わったが、通商産業省・産業界からの反撃は強烈であった。その際、NO<sub>2</sub>環境基準の改正(メディアはこれを「改悪」と表現)の重責を担われた直後の橋本先生から、

「環境基準の改正で、世間はNO<sub>x</sub> 対策から開放されたと思っているだろうが勘違いだ。それまで神棚に飾ってあったNO<sub>2</sub> 環境基準は、本気で達成しなければならなくなった。改正により大気規制はむしろ強化しなければならない、正念場だ!」

と叱咤激励。そして1981年に大気汚染防止法施行令の改正を成し遂げたときには、「実によくやった!」と喜んで頂いたことを覚えている。

## 2. 公害健康被害保障法の改正問題

1986、87年、「大気系公害病患者の認定は、現状に照らし法的合理性が失われており、これ以降行わない」という趣旨の公害健康被害補償法の改正業務に携わった。弱者救済を旨とする環境庁の職員としては大変に辛いものであった。その際にまず、1973年に何故こうした大胆な法律が導入されたのかという原点の十分な理解が必要であった。導入時の当事

者であった鈴木武夫先生(元国立公衆衛生院院長)と橋本道夫先生から直接のレクチャーを頂いた。余りにも激甚な公害と公害被害者を多数生んでしまったことへの応急措置として、学問的合理性を超越した制度的割り切りが必要であった。その際に橋本先生が、「公健法の導入は、『清水の舞台から飛び降りる』という喩えがあるが、『東京タワーのてっぺんから飛び降りる』思い切りが必要であった。公健法改正は辛いと思うが、避けては通れない。」と話された真摯な表情が忘れられない。

## 3. 地球環境問題にどう立ち向かうか

地球環境元年ともなった平成元年(1989年)、地球環境問題の現状をどう捉え、立ち向かうべきか、必死の学習を開始した。真っ先に橋本先生に企画調整局にお越し頂いた。

「これまでの環境政策を脱皮させよ。日本的な環境の捉え方によっては国際的な論議に太刀打ちできない。環境問題は、環境-開発-人口-資源の相互依存・総合的な関わりの中で考え、将来の世代に向けての政策の展開が必要である。地球環境問題への対応を契機として、公害対策基本法の改正に着手すべきである。自分が若ければ心うきうきするような時代が来た。」

地球環境元年の時点で、環境基本法制定に向けてのシグナルを発せられたのである。

橋本先生は、1988年のIPCC の設立に際して、第二作業部会の副議長に就任されるなど、地球環境問題の黎明期から我が国を代表する研究者・行政経験者として国際舞台で東奔西走、そしてその後の若手研究者達の国際舞台での活躍の途を開拓した。温暖化問題に関するアジア諸国を対象とした国際セミナー、東アジア酸性雨モニタリングネットワークの立上げ、国際環境協力などの多くの分野で、新しく挑戦しようとする時に、その先頭に立って頂き日本国を引っ張る機関車役としてつつい甘えてしまった。その時に嫌な顔をせず、自分が役に立つのであれば協力しようと快く引き受けてくださった。

特に、1993年に富山で開催された第1回東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(OECC に実施委託)の会合が思い出深い。当時は中国が酸性雨問題に対してどういう対応を示すか全く予想ができなかった。橋本先生に議長をお願いしたが、読み上げ原稿などはなく、その場の雰囲気でお任せするしかなかった。3日間議長をやっていたが、非常に心に響

く橋本節の英語で、中国やマレーシア、タイなどの参加者に、「この問題の解決に何とか協力し合わなければならない」という気にさせてしまった。大変に思い出深い。

#### 4. 原子力の捉え方

私は、2度にわたって地球温暖化政策に関わったが、原子力に対してどういうスタンスで臨むべきか心の揺れを感じていた。この問題について、橋本先生とよく意見を交わすチャンスがあった。

「自分はキリスト者で人道的には原子力ほど危険なものではなく、人間が発明した悪魔だと思っている。しかしエネルギー問題の現実を直視すれば、この悪魔と21世紀前半をいかに上手につきあっていくか、逃げる訳にはいかない。この悪魔とうまく付き合うポイントは、民主的な国家であるかどうかに尽きる。非民主的で情報公開をしない、データを改竄するような国が原子力を扱うことほど危ないことはなく、一方批判が許され、どのようなデータでも情報公開できる体制を維持している国家においては安全な原子力利用が可能である。参考にしなさい。」

この言葉は現在に至るまで私の心で響いている。

#### 5. 何故「宇部」にしないんだ！

橋本先生ご自身は、「Global 500」を受賞されている。Global 500とは、国連環境計画(UNEP)が、持続可能な開発の基盤である環境保全活動に功績のあった個人・団体を表彰する制度である。日本の自治体の中では、北九州市と四日市市が先行して選出されていた。

「公害を克服した自治体よりも、最悪の公害を回避できた宇部市のような自治体こそが真に偉大であり、真っ先に選出されるべきではないか。」

この指摘がきっかけ？ 1997年、宇部市はGlobal 500を受賞した。橋本先生は、誰も指摘しにくいことをズバッと。

#### 6.30年ぶりの再会

2001年、私は新設の名古屋大学環境学研究科に移った。6月、大学院の新設を記念するシンポジウムを開催した。四日市裁判(昭47年)から30年になることから、様々な立場で四日市公害問題に関わった関係者を招待してのシンポジウムとした。国の代表として橋本道夫先生、企業被告側として当時(株)昭和四日市石油の中堅幹部であった鶴巻良輔氏(後に社長)、三重大学名誉教授吉田克己氏、そして当時四日市の担当責任者であった玉置泰生氏にお越し頂いた。

皆、「会うのは裁判以降初めてですね」と手を握ったり、抱き合ったりして再会を喜ばれていた。鶴巻氏は、「あれは名判決でしたよ」と口にした。当時、「法違反は何もしていない、法律違反をしていないのに裁判で有罪になるはずがない」と

信念を持っていた。「全面敗訴」に対し“日本は狂った”と思った。今のこの時代になると、新しい科学技術に基づいた事業に挑戦しようとする時、そのことに伴い生じる問題等について最も分かる立場にあるのは、事業を実施しようとしている側だと思ってしまう。法律、条令等を全てにおいて先を見越してきちんと整えておくことなんてありえないと改めて思い知らされた。四日市判決は非常に有り難かった、と橋本先生と回顧されていた。

#### 7. 教科書「環境政策論」

橋本先生の主な著書として、「公害を考える」、「私史・環境行政」そして1999年に出版された「公務員研修双書・環境政策」がある。私は、2001年から15年余り大学にて「環境政策論」「環境行政論」といった科目を担当した。1990年代の終わりから2000年代初期にかけて、全国の大学に環境を扱う学部・学科、そして大学院が数多く誕生した。今でこそ、環境政策に関する教科書は多く出版されているが、橋本先生著の「環境政策」が大学での環境教育のテキストとしての草分けであった。私自身大学院生の教科書として使った。それまでの橋本先生の著書は環境政策の闘いの現場からの中継のような書で、エネルギーがほとぼり出るような書であったが、「環境政策」はご自分が手がけられてきた幾多の環境政策の実績を理論により冷静に裏打ちされることを試みられたものである。学生諸君に十分な理解をしてもらうには、教員の力量が問われる歴史に残る書である。

この書は次のように結ばれている。

「科学者、専門家と行政の役職と個人という自己の三つのアイデンティティのなかできびしい選択をしなければならない。また、科学と、行政と、政治と司法の各々の独立性と関係や役割、能力を厳しく識別してこれをとりまく国内外の意見や批判を考慮しつつ、なぜそれが必要かという説明責任を果たしつつ、決定の過程を踏むべきである。

21世紀は、(中略)生産、消費、生活を改革して文明を21世紀末までに新しく蘇生させる、重要な歴史的な時代である。効率、効果のみでなく、緑の生長発展を分け合うための役割分担とその基礎となる人間として、公務員としての公正と倫理が求められている。地球市民社会として、日本の社会、経済、文化、政治、行政の新たな創造を目指して努力しよう。」

橋本先生は厳しく正論を述べられる一方で、周囲に対し、また後輩達に対して大変に優しく気配りをされる人間味溢れる方であった。OECCの立上げ時に初代理事長を依頼する際、理事長の報酬について相談を行ったところ、「自分に給料を出すような予算があるなら、スタッフの待遇を改善しなさい」と叱られた。

橋本先生は私の心の中にずっと生き続けている。



# 橋本道夫先生の 胆力と優しさに秘めた先見性

株式会社エックス都市研究所 相談役  
株式会社環境構想研究所 代表取締役 青山 俊介

## 1. 水俣病での関わり

私は1968年に衛生工学系大学院に進みましたが、その年春の九州大学での土木学会年次研究発表会の後、故宇井純先生に誘われて水俣市の湯の児病院を訪れたことが人生の大きな転機となりました。順風に大学時代まで能天気な人生を歩んできた私にとって、湯の児での胎児性患者の方々との出会いは衝撃であり、その後の水俣市茂道での漁業就労や合化労連の公害研究会への参加、そして(株)エックス都市研究所の環境部門創設、同社代表での環境コンサルタントとしての就労に繋がりました。この水俣病との関わりの中で私は、68年の園田厚生大臣の水俣訪問、直後の水俣病の公式認定時に水俣市に居合わせ、1970年の「東京水俣病を告発する会」創設など患者支援運動側の人間として、初代厚生省公害課長であった橋本先生との接点がありました。この関わりはその後、先生が1974、75年に環境省環境保健部長として未認定問題の最も激しい場面に就任されていた時代まで続きました。この間では、官僚という立場でありながら真摯に患者団体と向き合い、科学的医学的知見に基づき、軸のぶれない先生の覚悟、胆力を目の当たりにしました。私は、水俣病では患者支援者として活動しましたが、一方で環境コンサルタントという職域に身を置き、自分を使い分けているのを意識したことが多々ありました。組織人での職責と自身の信念に真摯に対応することは、特に環境分野を職域とする者には難しいものです。しかし、橋本先生は私には眩しいほどその一致を体現されておられました。先生は、環境問題に関わる分野を職域とする者に行動規範を示された最高の先達でした。

## 2. OECC での関わり

その約15年後、1990年に社団法人としてのOECCの設立時から5年近く理事長をお引き受け頂いた橋本先生の下で技術部会長としてご一緒させて頂く機会を得ました。私は、その設立準備段階から参画して、特に、会員全体で取り組んだ往時のOECC(海外経済協力基金、後に国際協力銀行、JICAに併合)から受託した「環境配慮

ガイドライン」案作成ワーキンググループの一員として参加しました。OECCが設立された1990年は、まだバブル崩壊前で日本企業の海外進出意欲も旺盛で、コンサルタント系が26社、商社、金融、環境装置メーカー、大手建設会社などが7社、更に公的団体も3組織入会し、それらコンサルタントや分析、環境計測系企業は入会金を負担して参集してきました。当然にも企業ですから、将来の海外市場への参画を意図して入会してきたわけで、途上国の産業、都市公害などへの日本の協力案件に期待し、ガイドライン作成を担った技術部会が作成した1次案は、インフラ投資での日本流の環境アセスメントに近いものとなりました。その際、橋本先生は、途上国協力では当該国の経済社会状況、特に先住民やDiversityなど日本の環境配慮で欠落している側面が極めて重要であると論ずるよう指摘されました。最終的にOECCに提出したガイドライン案がどのようなものとなったかはOECCの蔵書にあると思いますが、国際的な医療協力、環境協力に携わってこられた先生がどう見られていたかを想像すると恥じ入る次第です。しかし、その後のOECCは、この先生のお考えを踏襲し、総合的な視野を重視して環境協力に取り組んできたように思います。その結果、企業会員は一時10数社まで減り、存亡の危機を迎えましたが、地球温暖化、生態系破壊、化学物質汚染、更にSDGsといった統合的な社会経済・環境が重視される中でOECCの存在が評価されて来た今日、先生の弱者に対する優しさを秘めた先見性を再認識しており、先生がご自身の長い経験に基づき私達を導こうとされた思いの一端でも次世代の人に伝えていかねばならないとこの寄稿を書きながら思う次第です。



## 科学と政策の距離を教わったモスクワ

(公財) 地球環境戦略研究機関 参与 西岡 秀三

1988年から始まったIPCC(気候変動に関する政府間パネル)第1次報告書取り纏めの約3年間、第2作業部会副議長に選ばれた橋本道夫先生のカバン持ちで部会が開催されるモスクワやジュネーブ通いの間、折に触れて先生の薫陶を得る機会を得、先生の長い国際環境政策経験に裏付けられた見事な采配が、混沌のモスクワでIPCC報告書誕生を成功に導くのを目の当たりにした。

人間社会の森羅万象にかかわる「気候」を対象に、どうやって世界中の知恵を集めるか、利害錯綜する国際関係の中でどう政策を打ってゆくか。人類の知恵が試される大規模な政策プロセスがはじまった。「科学」の第1作業部会は早くから国際学術連合や世界気象機関のもとでの国際共同作業に慣れている。これにひき替え影響評価の第2作業部会は、農林業・生態系・水資源・都市とあらゆる異分野の専門家が集まって、言葉の定義からの議論がはじまる。国境を越えて「不偏の真理」を求める自然科学と違って、国によって環境が違ふし、価値観が異なるから論議は拡散し、国益がにじみ出る。

毎朝食時の打合せでの、科学的知見を行政としてどう判断して政策に具現化するか、IPCC現場でのon the job training 橋本講義は、その後20年にわたる私の温暖化研究の精神的背骨を築き上げるものであった。まずは科学から得られるファクトの尊重、環境科学における不確実性の取り扱いの重要性、そして専門的知識に閉じこもることのない幅広い知識集約の必要性、政策に落とす時に人それぞれが持っている価値観、信条、社会的立場が異なることをよく理解して実執行動に向けさせることの効果等、研究のありかたについての熱のこもった尽きることのないお話であった。

この橋本副議長の信念が、第2作業部会ひいてはIPCCの影響評価確立に大きく貢献した。この時期のロシアと言えば、じっくり科学的議論をするには最悪の時期で、85年ゴルバチョフ改革開始、86年チェルノブイリ事故、89年ベルリンの壁崩壊、1988-91年の共産党解散とソ連の末期、ロシアに移行の大混乱の時期であり、町へ出て食料品店に入っても売り子はぼんやり立っただけで、

陳列棚にはめったに食料品が見つからなかった。

これが第2作業部会を危機に陥れた。議長はソ連国家水文気象委員会議長Yuri Israelであった。議事打合せに議長室に入ると、壁に張られた3メートル四方もある大きな地図に赤鉛筆で放射線量の等高線が引かれていた。

チェルノブイリ事故対策の責任者でもあったが、初動の遅れが批判されていたらしい。

議長は、科学の内容についても、報告書作成のプロセスでも、科学の正当性より自国の意向を強く打ち出してきたが、これこそIPCCの精神をないがしろにする。影響予測評価には、気候の将来シナリオが不可欠であるが、議長は著名なソ連気候学者ブディコの高気候解析データに基づくシナリオを強く推し、一方欧米科学者はこの気候変動構造は過去の出来事とは全く異なるから大気大循環モデルを使うべきと主張し、大論争があった。結局両論併記となったが、報告書の多くの論文は後者にもとづいている。各章執筆者をどう決めるかは極めてセンシティブな案件であるが、何と議長は全ての章責任著者にソ連学者をおしつけてきた。IPCC全体として著者選定プロセスが明確に決まっていなかった時期ではあった。

議長は、政治的に立ち回るだけでなく、温暖化懐疑論者に近く、温暖化があっても適応可能と議長席で言い切る無責任であった。幸か不幸か、議長はロシアへの移行に関する重要会議によられたと、突然あとを橋本副議長に任せて出て行ってしまふことが相次いだ。結局半分以上の議事は橋本先生が仕切ることになり、カバン持ちの仕事も大変になったものの、橋本議長の采配は科学的根拠についてはきびしく問い、それぞれの国の関心事には政策の立場からきちんと対応するものであったから、途上国の参加者からの信頼も大きく、先進国の科学者も納得するものであった。日本環境省が全面的に支援し、橋本先生がリードした第2作業部会報告がその後の温暖化リスク評価の糸口をつけ、IPCC報告書の基盤を築いたのである。



## 琵琶湖と世界の湖沼をめぐる 国際的な取組

(公財) 国際湖沼環境委員会 副理事長 中村 正久

橋本先生が我が国の公害環境行政の先導者であると共に国際環境政策の先駆けの役割を果たされたことはよく知られている。しかし、その中で先生が世界の湖沼環境問題の解決に向けた我が国の国際イニシアティブの形成に果たされた大きな役割については比較的知られていないのではなかろうか。

私が橋本先生に初めてお会いしたのは1982年頃だったと思うが、それは勤務していたマレーシアのWHO 西太平洋地域環境計画センターの運営委員会の会合においてであった。私はセンターの職員で、先生はWHO から委嘱された運営委員であられた。その時は私が取り組んでいたアジアにおける「水と衛生の10年計画」の話に応じられ、厚生省・環境省時代を通して先生が経験されたWHO 業務などについて言葉を交わしたように記憶している。私はその後、長い海外生活に終止符を打って日本に戻ることを決断し、滋賀県・琵琶湖研究所に勤務することとなった。1986年に奉職後まもなく私はその会議場で大きな国際会議が開催されることになっていることを知らされ、会議が開催される直前に吉良所長の意向でオブザーバーとして参加することになった。その時、会議テーブルのセンターに吉良氏と席を並べておられたのが橋本先生だった。当時はこの会議に至る経緯やなぜ橋本先生がそこに居られていたのかについても全く疎かったのだが、その後、会議に至る経緯や会議が生み出した歴史的意義を次のように理解するに至った。

公害の時代から環境の時代へ変遷しつつある1970年代の後半、琵琶湖において突如として大規模な淡水赤潮が発生した。折しも淀川下流域への水供給を一つの目的とする琵琶湖総合開発計画が進捗中であったことも手伝い、当時の滋賀県知事であった武村正義氏は水質改善を主とする緊急対策を実現する手段として世界湖沼会議の企画を望まれ当時の滋賀県琵琶湖研究所の所長で森林生態学の世界的権威であられた吉良龍夫氏に相談した。吉良所長からは旧制大阪一中の同級生である橋本先生に協力をお願いしたということである。

この国際会議は1984年に開催されるに至ったのだが、構想の基本に、一つは住民の幅広い参加を基本方針に据え、

市民・行政・企業・研究者が対等に意見を述べあえる会議とすること、もう一つは会議を通して世界の湖沼環境問題の調査・研究成果を実際の湖沼流域管理政策に反映できるようにすることであった。要請を受けられた橋本先生は、第一点目については、我が国が経験した公害問題への取組の過程で、問題を引き起こした企業と彼らの擁護に奔走した行政が結果的に問題解決を遅延してしまったという強い反省の思いを持たれていたため、住民参加の重視を提言した。第二点目については、厚生省時代のハーバード大学やWHO、環境庁・環境省時代のOECD 出向やUNEP 活動の支援を通して得た豊富な国際経験と人的ネットワークを通し、国際機関を通した各国との連携や国内外の学術機関を通した幅広い科学的知見の重視を提言した。

これらの提言をもとに開催された会議の成功は国内外から高く評価された。会議を支援した国連環境計画 (UNEP) の事務局長であったM・K・トルバ氏は、この世界湖沼会議はUNEP が求めている取組と軌を一にしているとされ、この会議を世界的に定期的に継続すること、及び世界の湖沼環境改善の取組を支援する国際的な科学委員会を設立すること、の二点を提唱した。前者については、会議は以降も世界湖沼会議という名を冠して継続的に開催されている。後者については、国内外の湖沼環境問題に取り組む国際湖沼委員会 (ILEC) が設立され、橋本先生はその後、1987年9月より1996年12月までILEC 副理事長、1988年4月より1995年3月までILEC 科学委員として世界の湖沼環境問題解決に向けた国際イニシアティブの形成に大きな功績を残された。1995年に茨城県・霞ヶ浦で開催された第5回世界湖沼会議では、企画運営委員長、科学プログラム委員長という2つの大きな役割を果たされ、霞ヶ浦における様々な湖沼環境改善の取組を加速させ、同時に霞ヶ浦という湖のグローバルな位置づけにも大きな貢献をされた。

以上、本リレー講座への寄稿を通して湖沼環境分野における橋本先生の大きな貢献を振り返る機会を頂いたことに感謝の意を表したいと思います。



# 橋本先生との3つの忘れられないこと

元 JICA 国際協力専門員 今井 千郎

## 1.1974年度新入職員に対する橋本審議官の講義

一番心に響いたのは“国家公務員には身分保障というものがある。法律を守っている限り首にはならない。したがって自分でやるべきと考えたこと、あるいはやりたいことがあれば恐れずやり通しなさい。”という言葉だった。入庁4年目に橋本先生が局長を務めていた大気保全局に移動し、光化学スモッグの立体調査を国として初めて手がけた時も、“法律を守っている限り首にはならない”という言葉が胸に、相当乱暴に予算を確保したり、関東の若手研究者の委員会を立ち上げて立体調査の準備をしたり、ダイナミックに仕事をした記憶がある。

## 2.1969年のSO<sub>2</sub>基準設定前の経団連、通産省との科学技術論争

私はたまたま日本の公害対策経験をレビューする世銀のプロジェクト(現OECC 理事長の竹本さんが1994年ごろ企画したもの)に関わったことをきっかけに、自分なりに日本の公害対策の黎明期からの対策のレビューをしようと考え、「公害と対策」誌の創刊号から最新号まで、手に入らない初期のものは「公害と対策」の編集部にも邪魔して、しらみつぶしに調べた。その過程で感動を覚えるような科学技術論争の大論文を目にした。それが1969年のSO<sub>2</sub>基準設定前の厚生省、経団連、通産省との科学技術論争であった。

厚生省が1968年にSO<sub>2</sub>の基準案(1時間平均値0.2ppm)を発表し、これに対し経団連が強く反対したことから厚生省、通産省、経団連の間で科学技術論争が展開された。経団連の反論の根拠は、モデルコンビナート(火力発電所5,000MW、石油精製80万バレル/日、石油化学120万t(C<sub>2</sub>H<sub>4</sub>)、鉄鋼1000万t/年で構成)を設定し、拡散モデルを用いて接地濃度を計算し、0.28ppmという基準案の0.2ppmを超える計算結果を得た所にあった。これに基づき経団連は、厚生省の基準案の達成は技術的にも、経済的にも不可能であり、将来のコンビナート建設が不可能になるので、基準案を緩和すべきだと主張したのであった。

この経団連の主張に対し、当時厚生省の公害対策課長であった橋本先生から以下を主論点に反論を展開した大論文が「公害と対策」誌に掲載された。

- 経団連は将来の重油脱硫、排煙脱硫の可能な開発を無視している
- 厚生省による拡散計算によれば接地濃度は0.5ppmとなり、これは人間の健康保護の観点から許されないレベルである

この橋本先生の大論文に対し、詳細は省くが、通産省の担当課長の大論文が「公害と対策」誌に掲載され、それ以降、厚生省と通産省の科学技術論争が続いた。最終的には通産省が、SO<sub>2</sub>環境基準は現実的なレベルであるべき、としつつも基準案を受け入れるとし、厚生省基準案が環境基準となった。通産省が経団連を説得した形になったが、通産省自身は既に1966年の産業構造審議会の報告で以下のようなSO<sub>x</sub>汚染に対する産業公害対策のあるべき姿を提示していた。

- 特に社会の信頼がなければ公害の解決は困難である
- SO<sub>2</sub>の緊急時対策の発令が出ないレベルに環境濃度を低減する必要がある
- 重油脱硫・排煙脱硫そしてSO<sub>x</sub>規制基準の強化を通じ、緊急時対策の発令が出ないレベルを達成することは困難だが不可能ではない

橋本先生の不退転の、且つ容赦のない科学技術論争の厳しさに感動すると共に通産省の好判断にも驚かされた。

## 3.1978年のNO<sub>2</sub>環境基準改定の前夜の公害患者団体との交渉

NO<sub>2</sub>基準の告示予定の前日に橋本局長と公害患者団体との交渉が夕方から深夜近くまで行われた。この交渉がどうなるかと部屋の後ろ側で見ていた私は、交渉の最終盤に公害患者団体の代表格の人から想像もできない発言を聞くこととなった。それは、“私たちは橋本局長を信頼している。ここで終わりにしよう。”というものだった。このような緊迫した論争の後に“信頼している”という言葉を交渉相手に言わせうる行政官がいたのだろうか。

橋本先生にとってもこの交渉は忘れ難かったようで、“公害患者団体との厳しい交渉とおだやかな別れの場面を、今も忘れることはできない”と「環境政策」(公務員研修双書)に書かれている。



## 若者を大切にせる信念の人

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター 理事長 関 莊一郎

橋本先生に初めてお目にかかったのは1978年4月、環境庁に入庁して大気保全局大気規制課に配属された時だった。橋本先生は大気保全局長で、新入職員だった私に仕事に取り組む心構えを、やや早口の独特な口調で、熱く語られた。新入職員と局長では天地の差があり、緊張して話を聞いたのを思い出す。橋本先生の訓示は、他の先輩の話とは趣が異なり深く心に刻まれ、その後の私の職業人生に大きな影響を与えた。それは、「一担当者であることなどにかまわず、国や国民のために良いと思ったことはどんどん提案し、実施しなさい。新しい視点、新しい発想が大切だ。失敗を恐れずに前に進め。役所というところはネガチェックに優れた人はたくさんいるが、新たな発想・行動の人は少ない。やろうとしていることが、国や国民にとって良くないことであるならば必ず上司が止めるから心配するな」というものだった。若者の新たな視点、発想、行動力に大いに期待を寄せておられた。失敗は恐れず果敢に進め、骨は拾うとの意も込められていたと思う。

橋本先生のこの「教え」を原点の一つとして38年間、環境庁・環境省で、常に新人の思いで新たなことに挑戦することができた。新入職員の時に橋本先生の薫陶を受けることができたことは、振り返ると、私の大きな財産だった。後年、環境省で新入職員に訓示する立場になった時、橋本先生の思いを伝え、若者の活躍に期待を寄せてきた。

橋本先生は、私が入庁した年の夏に環境庁を退官された。最後の仕事は、二酸化窒素の環境基準の改定で、従来の基準値を「緩める」改定だったので、反対する団体が連日環境庁に押し寄せ騒乱状態だった。当時は、会場整理等の力仕事は新人職員の役割で、何が起きているのかの全貌はよくわからなかった。後年、公害対策や公害患者の救済を進めた橋本先生が、患者の方々の大反対の中でも、新たな科学的知見に基づき対策の根幹となる環境基準値を改めるにはばかることがなかったのは、橋本先生の一貫した哲学と信念であると理解できた。

橋本先生とのもう一つの思い出は、開発途上国への環境援助である。日本の環境対策が世界的にも高く評価され始めた1980年代に、アジア諸国から深刻化する環境汚染解決のための支援要請が増加してきた。1985年5月に

外務省、JICAは橋本先生を団長とする調査団を、タイ、インドネシア、マレーシアの3カ国に派遣し環境援助要請の内容を調査。これが日本の本格的な環境援助の始まりだと思う。

この調査団の提言を受け、最も熟度が高かったタイに長期専門家を派遣することになり、同年12月に私がタイの環境庁に派遣された。2年3ヶ月にわたり悪戦苦闘しながら日本の環境対策の経験・技術を移転するプロジェクトのマスタープランを作成し、橋本先生をはじめ多くの方の支援を得て環境研究研修センターとして結実し、日本の本格的な環境援助プロジェクトの第一号となった。橋本先生は、私が専門家としてタイに滞在している間も、その後、このプロジェクトが実施に移される間も、一貫して支えてくださった。

インドネシア、マレーシアにも、その後、環境庁職員が派遣され、環境援助の黎明期となった。橋本先生の途上国の公害問題解決への強い思いが結実していったのだと思う。橋本先生は、1990年に設立されたOECCの初代理事長に就任され、途上国の環境問題解決に名実ともに先頭に立って取り組まれた。その後、環境援助のみならず地球温暖化問題等の地球規模の課題にも尽力いただいたことは、このリレーエッセイにもしばしば登場している。

橋本先生は、常に現実を冷徹に見据え信念を曲げない、まさに「Man of Integrity」の人だと思う。空論ではなく、現実を踏まえて方向性を示し行動するので、多くの人の心を打ち、波動を広げたのではないか。後年、国際会議で発言される際には「This is reality」を連発しておられた。もっとも橋本先生らしい一面と、感嘆したのを今でも思い出す。

# 橋本道夫先生ご経歴

大正13年(1924年)	大阪府生まれ
昭和23年(1948年)	大阪大学医学部卒業
昭和25年(1950年)	大阪府に奉職(保健所行政)
昭和27年(1952年)	国立公衆衛生院に派遣(研修)
昭和29年(1954年)	ハーバード大学大学院(公衆衛生学)に留学
昭和32年(1957年)	厚生省(保健所課)に出向
昭和36年(1961年)	厚生省職員に転籍(環境衛生課課長補佐)
昭和37年(1962年)	WHO フェローとしてヨーロッパ歴訪
昭和38年(1963年)	大阪府に出向(8ヶ月)
昭和39年(1964年)	厚生省初代公害課長(4月)
昭和45年(1970年)	OECD 環境局に派遣(8月より2年間)
昭和47年(1972年)	環境庁健康被害保障制度準備室長(10月)
昭和48年(1973年)	環境庁大臣官房審議官(6月)
昭和49年(1974年)	同庁初代環境保健部長(7月)
昭和50年(1975年)	同庁大気保全局長(8月)
昭和53年(1978年)	退官(8月)、その後筑波大学教授(環境政策担当)
平成2年(1990年)	OECC 初代理事長
平成20年(2008年)	4月ご逝去

## 国際協力活動

WHO 健康影響専門委員、IPCC 第2作業部会副議長、GEF 科学技術諮問委員、JICA、UNEP 等の専門家・アドバイザー。UNEP Global 500賞受賞(1990年)。

## 著書

「公害を考える」(日経新書)  
「日本における環境政策の発展とその行財政メカニズム」(英文)  
「私史 環境行政」(朝日新聞社) 他

(「私史 環境行政」等より作成)

# STORY

## 橋本道夫著「私史環境行政」を読む

(一社) 海外環境協力センター 理事長 竹本 和彦

故橋本道夫先生(OECC 初代理事長:1990年-1995年)は、我が国における公害問題の激動の時代から海外環境開発協力の創成期に到る時代にかけて一貫して公害・環境行政の最前線に立って陣頭指揮をとられました。これらの経験を踏まえ、各時代の節目にご自身の想いを折り込んだ著書「私史環境行政」を著わしておられます(1988年、朝日新聞社)。そこに綴られた同先生の熱い想いと深い洞察の数々は、我々世代そして将来世代へのメッセージとして末長く語り継いでいくべきものと思われまます。本稿は、こうした視点から私たちの心に響く箇所を抜粋したものです。

### 1. 公害行政に出会うまで

#### 1-1 終戦直後：国際社会との出会い

私の驚きは、よくも副官や憲兵隊長が一医学生である私に、何のいばることも、もったいもつけず、全く対等の関係で話し、世話をしてくれることであつた。英語と日本語での人間関係の違いをこれほど強烈に新鮮に感じたことはなかつた。(中略)  
ふとしたことからの米軍軍人との交流は、戦勝国と戦敗国の関係を乗り越えた人間的なつながりの体験や語学の実習となり、国際交流の思わぬ第一歩を踏み出すことができた。

[ 解説：終戦当時医学生だった橋本先生は、自宅近くで愛犬の散歩途上、伊丹基地に駐屯する司令官に遭遇し、交友が始まった。そうした縁で同基地内に飼う犬のエサをもらいに行くこととなり、その司令官との交流を通じて、米国社会に直接触れる機会を得た。後に世界に名を馳せることとなる橋本先生の国際社会との初めての出会いが、新鮮な印象とともに綴られている。]

#### 1-2 保健所の医師として

(保健所における保健衛生の医師としての仕事は、) 医学部の卒業生としては全く minority (少数者) の道であるが、今まで模索してきた科学、文化、宗教の全ての分野に関連を持ちつつ進めるべき一生涯の仕事だと思った。

[ 解説：大学を卒業した橋本先生は、大阪府下の豊中保健所の医師として社会人生活の第一歩を踏み出した(昭和25年:1950年)。当時公衆衛生の分野は、まだ主流化されてはいない時代であったが、橋本先生の多角的かつ広角的な視点を有する世界観が、ご自身の進路選択に反映された一面である。]

#### 1-3 国立公衆衛生院研修の経験から

埼玉県高坂村の結核集団検診と健康管理、東芝の耐火煉瓦工場の労働環境調査、目黒川の水質検査、疫学実習などは、公衆衛生行政から環境、公害行政にいたるまでの行政官のあり方に、科学と行政と社会という問題の位置づけと対応の基本を教えてくれた。

[ 解説：保健所で働き始めてまもなく、国立公衆衛生院での研修の機会が訪れた(昭和27年:1952年)。橋本先生は、この研修で提供されたあらゆる関係コースや各種実習から多くのことを吸収され、ご自身の専門性を立体的に構築することに生かされることとなった。]

#### 1-4 ハーバード大学大学院への留学

日航の北米空路が就航してから2ヶ月半で、私にとっては初めての海外旅行である。羽田空港の出発ロビーは小さな木造モルタルの建物であつた。(中略) 私は公衆衛生学部だけではなく他の学部や(他の)大学のコースを詳しく調べて社会科学サイドのものを多くとることにした。川向こうのケンブリッジの社会関係学部では、マスコミュニケーションとプロパガンダというコースをとり、ボストン大学ではコミュニティオーガニゼーションをとり、シモンズ大学では社会保障制度をとることにした。公衆衛生学部では判例研究、医学社会事業ケーススタディ、医学公衆衛生の歴史、文化人類学、国際保健などを、疫学や衛生工学、衛生行政などの本来のコース以外にとることにした。

[ 解説：橋本先生は、ロックフェラー財団留学生として渡米(昭和29年:1954年)。当時の羽田空港(国際線)の様子がうかがえる。当時米国東海岸への渡航は、ホノルル、サンフランシスコ、シカゴ及びニューヨーク経由でようやくボストンに到着したとのこと。ボストン滞在中、留学先のハーバード大学では、専攻の公衆衛生学部以外の他学部のコースを、また他の大学では、ご自身の専門分野以外の社会科学関係学部など幅広く聴講された。このように幅広く貪欲に学ぶ姿勢は、その後の橋本先生の専門性に裏打ちされた深い洞察力と高い人格を形成する礎となっていたと思われる。]

## 2. 公害行政草創期

### 2-1 ばい煙等規制法案の各省折衝と国会審議

とにかく通産省と折衝してみても、厚生省の内務官僚的な規制思考や、衛生行政官的な常識的水準の科学論議では到底通産省を納得させることができないことを痛感した。それにも増して世論は公害対策に対する批判の時は活発で厳しいが、いざ厚生省が立法化するとすると、その支持や要求ははまだ通産省や自民党や政界を動かすほどのものでないことも切実に感じた。(中略) 衆議院で社会党の島本虎三議員の厳しい質問に初めて接した。氏は厳しく公害を追求し、政府の法案作成を促したが、次の選挙には落選された。政治家にとって公害追求は危険を伴う問題だとしみじみ感じた。

[ 解説：米国留学から帰国してからほどなく橋本先生は、大阪府本省の部長に呼ばれ、これまでの経験を国の保健行政に生かすべく、国(厚生省)への出向を命じられた(昭和32年、1957年)。厚生省では、公衆衛生局保健所課において4年間の勤務の後、新設された環境衛生課の課長補佐に異動となった(昭和36年4月)。予算も人手も乏しい中で初めて手掛けた仕事は、ばい煙等規制法案の政府内部での折衝であった。政府内部での力学や公害対策に係る政治のリアリティを直に経験されたのもこの時期であった。]

### 2-2 初代公害課長に任命されて

(公害課長の) 辞令をもらって高田次官や館林局長に挨拶に行ったら「どンドン積極的にやってくれ」と励まされた。公害課は本館から離れた古ぼけた赤煉瓦の旧海軍省の建物の薄暗い一室で、わずか7人の小所帯であった。(中略) 黒川調査団は、低いおう化、高煙突拡散、公害防止施設の整備、コンビナートのメカニズムを公害防止のため有効に利用すること、都市改造、保険(保健)医療、職業対策などを含めた新しい総合的な四日市のコンビナート公害対策を提言した。(中略) しかし、その提言された総合的な対策を担保する法律も制度もなかった。

[ 解説：昭和39年4月厚生省に公害課が新設され、橋本先生は初代公害課長に任命された。少ない職員であったが、厚生省幹部からの激励を受けつつ、山積する課題に取り掛かった。時折しも、四日市コンビナートの公害問題を調査した「黒川調査団」が報告書を提出したばかりであったが、この報告書に盛り込まれた種々の提言に対する政府としての対応の道筋を描くことが喫緊の課題であった。これら提言された対策を裏打ちする法制度が十分に整っていない中で、どのように実現していくかは政府にとって大きな挑戦であった。こうした提言と現実のはざまの中での葛藤の連続であったが、当時の小林厚生大臣が「公害対策基本法を制定し、責任を明確にするとともに、総合的な公害対策を実施していく必要がある」との見解を表明するに至った。これは、政府全体としての統一見解ではなかったものの、その後の政府内部における検討の加速に一石を投じたものである。この大臣見解は、混沌とした中で孤軍奮闘する橋本課長にとって、将来に望みを託す灯となったものと思われる。]

### 2-3 公害行政官の覚悟を決める

有権者である国民自身が自主的に変革を遂げるのでなければダメで、行政や法律で変えられるものではなく、新しい行政や法律は国民自身の変革の後に生まれてくるものだと思った。その途上で孤独の苦しさはあろうが、それは自分の心の持ち方で対応できる。(中略) 理念は持ち続けるが、それを外に表してふりまわすことなく、長期予測とそれによる目標を考えて、優先順位やその間の関連性を頭に入れて予算や事業に最大限に実現しながら、次々と出てくる問題にタイミングを失わず腹を決め、腰をすえて対応しようと、一人秘やかに決意をすると、公害行政を拓いていくことに素晴らしい価値と希望を見出すことができるようになった。

[ 解説：昭和36年以来経験してきた公害問題は、これまで社会が経験したことがない巨大な得体のしれない複雑な構造を有する課題であり、単純な対処では解決策を見いだすことは出来ない。一方各方面からは様々な要請が矢継ぎ早に求められた。またこれら多様な要請は必ずしも同じ方向のものとは限らず、むしろ逆方向の要請が混在するといった極めて厳しい状況の下、政策の舵取りを強いられていた。こうした奮闘を連日繰り返す中で橋本先生は、最終的には有権者である国民自身の意識変革を原点とする大きな流れを軸に世の中の変革を信じ、粘り強く念じつつ、最大限の努力をしていくという考えに到達した心境を綴られている。かかるうえで、巨大な挑戦に立ち向かっていく行政官としての決意を表明されている。なおこの文章中にある「長期予測とそれによる目標を考え…」というくだりに関連して、次のような興味深い記述があるので紹介しておきたい。]

昭和40年度の出発にあたって、公害課でまとめた「都市公害の将来予測について」という6ページのパンフレットは、昭和60年度までの公害(問題)を考えてまとめたもので、この考えをいつも下敷きにしながら、路線と方向と横の関連の見当をつきつつ40年度以降の行政に取り組み始めた。このパンフレットで予測したことのうち、環境庁が出来たこと、アセスメント法案が出来なかったこと、この2点のみ違った結果になった。

### 3. 公害概念の確立

[公害対策基本法の制度化に向けて]

公害審議会(昭和40年10月発足)には、「公害の概念」、「企業・国・地方公共団体・住民の責任と任務」、「環境基準」、「基本施策は何か」、「紛争処理や救済のあり方」、「公害防止における費用負担の原則」、「地域計画による公害防止」、「調和の考え方」、「行政体制」などの事項をあげて検討をお願いした。(中略)水質保全法や工場排水規制法、ばい煙等規制法のような個別分野の公害規制法では、欧米先進国の法律や制度が先例として役に立ったが、公害に関する基本施策という公害基本法を目指した総合的な施策の審議は海外に例がなく、日本独自に公害対策への道を歩み始めていた。(中略)内閣審議室長が中心となり、関係省庁の課長が参加して各省検討会が34回開催、1回が3-10時間近く、食事もせず、ぶつづけに討論を続ける。(中略)その討議の中で各省の既存の権限や行政とどのような関係や結果を生ずるか、見当をつけながら合意を求めていく方式である。

[解説: 公害対策基本法の制定に向けては、前例もなく、参考となる他の国の事例もない中で、政府内での準備作業が始まった。法案の成案を得るべく政府部内で精力的に続けられた議論の様相は、歴史をつくるというのは、こういうことかとの思いを彷彿とさせる。まさに当時の政府としての最重要案件に対処していく様子を臨場感あふれる表現により再現された壮絶なドキュメンタリーといえる。]

### 4. OECD に赴任

嵐のような日本の公害行政と社会、政治の動きを後に、OECDに出発した。解放されたような気持ちと、大転換がとうとう始まったという喜びと期待と、また後ろ髪を引かれるような後の人にすまないような気持ちをごちゃまぜにした心境で羽田を飛び出した。

[解説: 公害対策基本法が制定された後、佐藤総理(当時)の英断で総理直属の公害対策本部が設置され(昭和45年7月)、いよいよ本格的な法律の施行が開始されようとしたさなかに、橋本先生は再び海外に赴任されることになった。今回はパリに本部を置くOECD事務局への派遣であった。日本にとって「大転換」のスタートの号砲が鳴り響く中、再び橋本先生の新たな挑戦が始まったともいえる。]

[OECDから環境庁に戻る]

2年間の勤務を終えて、昭和47年8月末、東京に帰ってきた。45年8月、嵐のような公害行政の転換が始まったときに、日本を離れ、その間、2、3日遅れの日本の新聞に報じられる公害特別国会での14公害法案の成立や、(中略)水俣病患者のチッソにおける自主交渉の様子、環境庁の誕生など45年夏までの公害行政をやっていたものには考えられないような激変がすでに起きていたことは海のかなたで聞いていたが、9月1日、厚生省に初めて出勤して直ちにこの激変を肌身で感ずることとなった。(中略)日本人は熱し易くさめやすいから、この期を逃さずに公害行政の大前進を図るべきだと心に決めた。

[解説: OECD事務局における海外勤務を終え、2年ぶりに帰国した橋本先生は、その2年の短い間にも関わらず公害行政に対する役所内の姿勢や考え方が激変していることに大きな驚きを覚えた。新たに設置された環境庁内における議論は以前とは様変わりし、無過失責任、損害賠償補償制度の新設提案、マスクー法規制基準の導入など、信じられないような飛躍的な転換と前進を感じた。橋本先生はこの現象を「平和な文化革命」と称している。一方、この機会を逃さずに公害行政の大前進を図るべきと決意されている点は、まさに橋本先生の気概を象徴するものといえよう。]

### 5. 総括

[解説: 本書では、その後損害賠償保障制度の法制化、水俣病患者の認定及びNO<sub>2</sub>環境基準の見直しなどを巡る議論について詳細に綴られている。そうした中で、本書の随所において下記の点について述べておられる。]

行政官があらゆる方向から攻められるときに公正のあかしと変革のポテンシャルが生まれると私は体験的に信じている。

[解説: こうした考え方に基づく行政官のあるべき姿を論じている。すなわち、一方からのみ褒められたりするのは、バランスを欠いた政策であり、どこかに危ういところがあることを戒めとして語られている。]

[解説: 本書の「おわりに」で述べられている次の文章は、「持続可能な開発」が将来の最重要課題となるとの認識の上に立って、今後の環境行政を担う世代に対するメッセージとして強調されたものである。]

「世界環境開発委員会」(いわゆる「ブルントラント委員会」)が1987年2月末東京宣言を出して終わった。「持続可能な開発」を目指し、そこで「環境保全と開発の統合」がなされるというものである。確かにこれこそ今後の我が国にとって、国際社会にとって、世界にとって、地球家族にとって、本質的な求められる政策である。しかし言うはやすく、行方は難し。日本はこの「世界環境開発委員会」の主唱国であり、東京宣言のその当事国でもある。環境庁の発表した長期環境構想はこの線上にあるが、これを永劫につづけていくという責務が、日本国に、特に環境庁の行政に今、明らかに加わったのである。

[発起人(敬称略、50音順)]

青山 俊介	石坂 匡身	今井 千郎	小野川和延	片山 徹
加藤 三郎	小林 料	桜井 国俊	鈴木 基之	関 莊一郎
竹本 和彦	田畑日出男	中村 正久	西岡 秀三	浜中 裕徳
三村 信男	森 仁美	柳下 正治	吉原 健二	渡邊 修



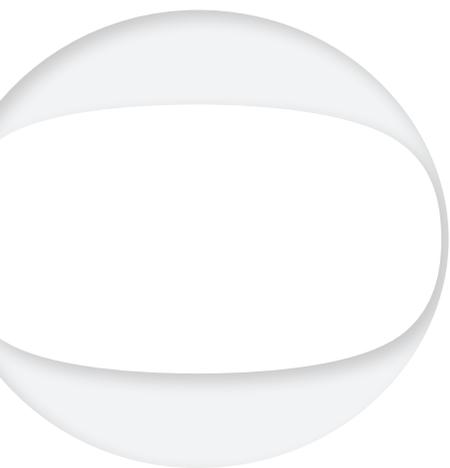
[発行]

一般社団法人 海外環境協力センター

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33 フロンティア御成門3階

TEL:(03)5472-0144 (代) FAX:(03)5472-0145

URL:<https://www.oecc.or.jp/>



橋本道夫先生の志を将来にわたって引継ぎ、  
皆様とともに世界の持続可能な社会の実現に向け、  
一層貢献していくことを祈念し、本冊子を捧げる。